

五所川原市立佞武多の館大規模改修工事に係る

施工予定者選定プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五所川原市（以下「市」という。）が発注する五所川原市立佞武多の館大規模改修工事（以下「当該工事」という。）の発注にあたり、当該施設の工事請負契約締結の実現に向けて、市及び市が別途発注した当該工事に係る設計業務の受託業者（以下「設計業者」という。）と協働し、施工者に蓄積された豊富な経験と優れた技術力を実施設計に反映し、確実な工事施工に結び付けていくことができる事業者（以下「施工予定者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するための事務手続き等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）とは、市が当該工事の施工予定者を選定する場合において、一定の条件を満たす参加事業者（以下「参加事業者」という。）から、技術提案等に関するプロポーザルの提出を受け、必要な場合には、ヒアリングを実施した上で、プロポーザルにおける技術提案書の評価を行い、最も適した者を選定する方式をいう。

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。以下「契約事務規則」という。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間がプロポーザル実施公告の日から、施工予定者決定の日までにないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 単体企業での参加とすること。
- (7) 東北6県に本店、支店又は営業所を有すること。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）以下「法」という。）の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受け、契約締結予定日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以降に法の規定による経営事項審査を受けていること。
- (9) 五所川原市建設業者工事施行能力審査規則（平成17年規則第144号）第14条の規定により作成された建設業者等級名簿（有資格者名簿）に登載され、令和5年度指名競争入札参加資格審査申請書提出時又は最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,700点以上であること。
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (11) 元請人として、平成21年4月1日以降、延べ床面積3,000㎡以上かつ鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の新築工事の完工実績があること。
- (12) 設計業者及び参加希望者の間に、資本関係又は人的関係（次の基準のいずれかに該当するものをいう。）がないこと。

ア 資本関係

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合（子会社等及び親会社等の定義は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同じ。）
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(13) 立佞武多の館大規模改修工事施工期間中に、建設業法の規定に基づく技術者を適正に配置できること。

（手続き）

第4条 プロポーザルの提出に必要な参加申込書及び技術提案書等の様式や手続きに必要な事項等については、当該工事に係る施工予定者選定プロポーザル応募要領（以下「応募要領」という。）の定めによるものとする。

（選定委員会の設置等）

第5条 五所川原市E C I方式実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定により、優先交渉権者を選定するに当たり公正な選定を行うため、五所川原市立佞武多の館大規模改修工事に係るE C I方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（選定委員会の所掌事務）

第6条 選定委員会は、要綱第8条第1項の規定により、次の各号に掲げる事項を調査審議した上で、施工予定者に最も適した者を選定するものとする。

- (1) 技術提案書の審査及び施工予定者の選定に関すること。
- (2) 選定報告書等の作成に関すること。
- (3) その他本手続きに必要な事項に関すること。

（委員）

第7条 委員は、外部の有識者等を含めた5人とする。

2 委員は、市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命された日から当該工事に係る技術協力業務委託契約締結の日までとする。

4 委員の代理出席を認めることとする。

（委員長）

第8条 要綱第4条第3項の規定により、副市長を委員長とする。

（会議）

第9条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4 前各項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会が定める。

（意見の聴取）

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、随時関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（秘密の保持及び助言の禁止）

第13条 委員等は、選定にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 委員等は、参加事業者に対し、一切の助言を行ってはならない。

(評価及び評価基準等)

第14条 選定委員会は、要綱第8条第1項の規定により、参加事業者から提出された参加申込書及び技術提案書について、別に定める当該工事に係る施工予定者選定に関する評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき評価を行うものとする。

2 選定委員会は前項の評価にあたり、要綱第8条第3項の規定により、参加事業者のヒアリングを実施することができる。

3 選定委員会は、前2項の規定により実施した評価の結果を市長に報告する。

(施工予定者の決定)

第15条 市長は、選定委員会の選定結果に基づき、施工予定者を決定する。

(途中辞退)

第16条 参加事業者は、プロポーザルへの参加を途中辞退することができる。

2 参加事業者は、前項の規定によりプロポーザルへの参加を途中辞退するときは、プロポーザル参加辞退届（任意様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定に基づく辞退届の提出は、持参又は郵送によらなければならない。

4 参加事業者は、技術提案書等の作成に当たり必要な資料等を市から貸与されている場合は、第2項の規定による辞退届の提出と合わせてこれを返還しなければならない。

(プロポーザルの瑕疵)

第17条 プロポーザルにおける参加事業者の手續及び提出書類について、その内容等に瑕疵があることが判明した場合は、委員会で選定を行い、対応を決定する。

2 前項の規定に基づく選定に当たり、委員会は、必要に応じて当該事業者に対し、瑕疵についてのヒアリングを実施することができる。

3 市長は、判明した瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なうおそれがあると認めるときは、当該参加事業者に対するプロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

(参加資格等の取消し)

第18条 市長は、次に定める事由が生じた場合、参加事業者及び施工予定者に対するプロポーザルへの参加資格及び施工予定者の選定を取り消すことができる。

(1) 参加申込書及び技術提案書の作成に関し、不正行為が認められた場合

(2) 契約開始前に第3条に掲げるプロポーザルへの参加に当たり必要な資格要件を満たさなくなった場合

(公表)

第19条 要綱第10条に基づき、選定の公正性、透明性、客観性を示すため、選定結果を公表する。

(随意契約に係る見積書の徴取)

第20条 市は、第15条の規定により決定した施工予定者を、当該工事に係る技術協力業務委託及び当該工事の見積書の徴取の相手方とするものとする。

2 当該工事設計技術協力業務委託及び当該工事の条件等は、仕様書で別途定めるものとする。

(協定及び契約の締結等)

第 21 条 施工予定者は、市と別に定める基本協定書を締結の上、市及び設計業者と協働し、市が採択を決定した技術提案等を基に実施設計に係る協議を行い、工事品質を確保した上で事業費の抑制及び工期内竣工に向けた工事費縮減等を積極的に図らなければならない。

2 市長は、前項の規定による市、設計業者及び施工予定者による協議の結果を踏まえて設計業者から提出された実施設計業務の成果品等を基に、工事請負契約に係る予定価格を設定の上、施工予定者から当該工事の見積書を徴取し、当該見積金額がその範囲内であった場合は、施工予定者と工事請負仮契約を締結する。なお、工事請負仮契約は、五所川原市議会において工事請負契約の締結が可決された場合のみ、可決された日をもって地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定による工事請負契約書とみなすものとし、否決された場合は、その効力を失う。

3 工事請負契約の締結手続きについては、五所川原市契約事務規則（平成 17 年 3 月 28 日五所川原市規則第 53 号）の定めによる。

（次順位者との交渉）

第 22 条 市長は、施工予定者と工事請負契約を締結できない、又は施工予定者が契約締結後に当該契約を履行できない何らかの事由が生じたときは、施工予定者を除く参加事業者のうちから選定委員会による評価結果の順位が上位であった者の順に、当該契約の締結について交渉を行うことができる。

（補則）

第 23 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和 6 年 2 月 21 日から施行する。

2 この要領は、当該工事に係る技術協力業務及び当該工事が完了したとき、その効力を失う。